



2025年12月24日

## 特定保健指導における不適切な取扱いについて

当社 J R 札幌病院が実施した特定保健指導において、長年にわたり厚生労働省が定めた実施方法（「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」等）どおりに行わず、不適切に実施していたことが発覚しました。これにより、業務委託元であるジェイアールグループ健康保険組合から過大に業務委託料を受領する結果となりました。その概要等は以下のとおりです。

### 1. 関係者

J R 札幌病院 保健管理部に所属する保健師 ※現在の所属は 8 名

### 2. 概要

#### (1) 特定保健指導について

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートのことです。（厚生労働省ホームページより）専門スタッフは、面接、電話、電子メール、FAX、チャット等による双方向の支援を行います。

なお、当社は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導の実施者であるジェイアールグループ健康保険組合から業務委託を受けて、当社社員分の特定保健指導を実施し、その結果を報告しています。

#### (2) 今回判明した不適切な取扱い

- 事象①：メールや手紙等で支援を行う際、対象者からの返信があっても支援が成立しますが、対象者から返信がなくても、支援を実施したものとして、支援回数に計上していました。
- 事象②：メールや手紙を送信していないにもかかわらず、支援を実施したものとして、支援回数に計上していました。
- 事象③：支援方法を当初計画した面接からメールに変更したにもかかわらず、面接を実施したものとして、（メールに変更した修正をせずに、）支援回数に計上していました。
- 事象④：初回面談から2週間程度経過した時期に支援計画を対象者にメールや手紙で送信していますが、対象者から返信がなくても、支援回数に計上していました。
- 事象⑤：特定保健指導完了時の実績評価の際、本来、対象者にメールや手紙で腹囲及び体重の測定値を確認しなければならないものの、確認せずに支援完了としていました。

### 3. 原因

上記の不適切な取扱いは2008年の特定保健指導の開始時期からJ R札幌病院保健管理部全体で行われており、「ほとんどの支援はしっかり行っているから一部が欠けてもやむを得ない」、「過去から行われているのでやむを得ない」などの甘い認識があり、こうしたコンプライアンス意識の欠如が職場全体に浸透していたことが主な原因であると考えています。

### 4. 再発防止策

- ・ 現在実施している特定保健指導については、正しい実施方法にあらためています。
- ・ 今後同様の事象を再発させないために、特定保健指導の実施方法の抜本的な見直しを図ります。

### 5. 会社コメント

当社は全社を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んでおりますが、その中で長年にわたりコンプライアンス意識の欠如による不適切な事象が行われていたことにより、業務委託元であるジェイアールグループ健康保険組合をはじめ、関係する皆様にご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今後は、同様の事象を二度と発生させないよう再発防止策を徹底するとともに、関係者へのコンプライアンス教育・指導を強化し、信頼回復に努めてまいります。